

橋本市災害ボランティア登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害発生時に自発的な意思で活動するボランティア（以下、「災害ボランティア」という。）が、災害現場において迅速かつ効果的に救援活動を行えるように事前に登録を行い、平常時から災害ボランティア同士の連携及び協働を支援することを目的とする。

(登録実施機関)

第2条 登録は、社会福祉法人橋本市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が行う。

(登録条件)

第3条 災害ボランティアに登録できる者は、橋本市に在住、勤務、在学または拠点を有し、登録しようとする年度の4月1日現在で満18歳以上であるものとする。

(登録手続き)

第4条 災害ボランティアに登録しようとする者は、災害ボランティア登録申込書（様式第1号）を社協へ提出する。
2 社協は、前項の申込書を受理した場合は、災害ボランティア登録台帳（様式第2号）に必要事項を記入し、登録を行う。

(個人情報の取り扱い)

第5条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するために利用し、本人の同意がある場合に限り、災害時の救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、または連絡調整に利用することができる。

(情報提供)

第6条 社協は、登録者に対し、必要な情報提供、研修機会の提供、ならびに災害時対応訓練等への参加の案内を行う。

(登録の変更・削除)

第7条 登録者は、登録内容に変更が生じたり、登録を辞退する場合は、社協へ随時連絡をするものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から適用する。